

(3) 大都市臨海部の再開発等都市整備等の推進

① 東京臨海部の再開発の推進

東京臨海部の再開発を引き続き推進するほか、都心と13号地を結ぶ臨港道路及び首都高速12号線の建設事業について、関連基盤施設整備の一環として、本年度内に着手する。

② 民間活力を活用した都市整備等の推進

都市開発等の需要の大きい都市において、公共投資によるインセンティブを与えつつ、できる限り民間の資金力、創意工夫等民間活力を活用して都市整備等を推進することとし、特に次の事業を引き続き重点的に進める。

i) 既成市街地の国公有地等の有効活用を図り、都市拠点の形成、市街地住宅の建設等を促進するため、新都市拠点整備事業及び特定住宅市街地総合整備促進事業を推進する。

ii) 地方都市の活性化とうるおいのある生活環境の整備を図るため、地方都市中心市街地活性化計画、地区更新計画に基づいて、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種事業を推進する。

iii) 災害に強い都市づくりを図るため、都市防災不燃化促進事業による地域の総合的な防災構造化及びスーパー堤防整備事業と併せた市街地の再開発による都市の一体的な整備を推進する。

iv) 多様化し、高度化する港湾への要請に対処するため、港湾機能総合整備事業により港湾の再開発等を推進する。

③ 都市再開発方針の策定の推進

都市の再開発を積極的かつ計画的に推進するため、再開発のマスタープランである都市再開発方針の策定を法律により義務づけられている都市については、概ね本年度中に完了させ、また、その他の地方都市等についても、その策定を促進する。

④ 土地区画整理事業への民間活力の一層の活用

業務代行方式の組合土地区画整理事業の促進のため、8月に行った同方式の促進に関する通達の趣旨の徹底、業務代行モデル契約の普及等を引き続き行う。

(4) 地域開発等の推進

① テクノポリス構想の推進

テクノポリス構想の一層の推進により、民間活力による地域経済の活性化を図る。

② 国有林の活用

国有林に森林空間の総合的利用に係るレクリエーション施設等各種施設の整備を図るなどにより、国有林の有効活用を一層推進する。

③ 民活によるレクリエーション地域整備の推進

国民のレクリエーション需要の増大に応じ、民間活力によりレクリエーション施設等の整備を図る。

④ 地域における情報化の推進

地域における情報通信基盤の整備等情報化の推進を図るため、ニューメディア・コミュニティ構想（現在27地域）、テレトピア構想（現在53地域）、グリーントピア構想（現在20地域）、メディア・ターミナル構想（現在3地域）を引き続き推進するとともに、本年度よりインテリジェント・シティ構想を展開する。また、高度情報化の進展に対応して、インテリジェント・ビルに対し、本年度より新たに日本開発銀行及び北海道東北開発公庫による融資を行う。

IV. 中小企業対策等

円高等内外の経済環境の急激な変化に直面する中小企業の構造転換等を支援するため、特に深刻かつ集中的な影響を受けている地域（以下、特定地域という）における中小企業に対し、地域中小企業ひいては地域経済の新たな活性化を促進するとの観点から、法的措置も含めた総合的な助成措置を講ずるとともに、昨年12月以来数次にわたって講じてきた中小企業特別調整対策を拡充・延長する。また金属鉱業について経営安定化対策を講ずる。

(1) 特定地域中小企業対策

① 特定地域中小企業対策臨時措置法（仮称）の制定

特定地域の中小企業（商店等も含む、以下同じ）に対し、事業転換等事業活動の調整を円滑に進めるための金融措置等や企業誘致等を促進するための金融措置等を講ずることとし特定地域中小企業対策臨時措置法（仮称）を制定する。

② 特定地域中小企業特別融資制度の創設

特定地域の中小企業の事業転換等の円滑化を図るため、超低利の融資制度を創設する。

- ③ 特定地域中小企業特別信用補完制度の創設
特定地域の中小企業の担保力・信用力の不足を補完するため、信用保険の特例措置を講ずる。
- ④ 地域活性化対策の推進
特定地域の中小企業の新たな環境への適応を円滑に推進し、地域経済の活性化を図るため、技術開発、需要開拓、企業誘致等を支援する地域活性化対策を推進する。

(2) 既存の中小企業特別調整対策の拡充・延長

- ① 中小企業国際経済調整対策等特別貸付の拡充・延長
中小企業国際経済調整対策等特別貸付について、取扱期間を延長し、貸付規模を追加する。
- ② 国際経済関連保証の拡充・延長
特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法に基づく国際経済関連保証について、取扱期間を延長し、保証規模を追加する。
- ③ 無担保保険に係る特例措置
不況業種に属する中小企業者の担保力・信用力の不足を補完するため、国際経済関連保証及び倒産関連保証に係る無担保保険の限度額を引き上げることとし、所要の法的措置を講ずる。
- ④ 政府系中小企業金融機関の融資弾力化対策等
政府系中小企業金融機関の融資について、今後、必要に応じ、貸付規模の追加を図るとともに、担保徴求の弾力化、既往貸付金の返済負担の軽減、返済猶予等を図り、中小企業金融の円滑化に配慮する。
- ⑤ 小企業等経営改善資金融資制度（マル経制度）における金利の引下げ
円高等の影響により厳しい経営環境下にある下請企業、小売業等の小規模企業に対し、マル経制度の金利の引下げを図る。
- ⑥ 転廃業円滑化対策
5月の「当面の経済対策」に基づき、中小企業の転廃業の円滑化をするため設備共同廃棄を行う。
- ⑦ 下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用等
親企業の下請中小企業に対する不当なしわ寄せを防止するため、引き続き下請代

金支払遅延等防止法を厳格に運用するとともに、下請中小企業の仕事量の確保を図るため、下請企業振興協会を通じた下請取引の機動的、広域なあっせんに努める。

⑧ 中小企業の構造転換のための研修・診断指導の実施

中小企業の構造転換を円滑に進めるため、中小企業大学校、都道府県等において事業転換等を内容とする研修を実施するとともに、総合指導調整会議を活用し、都道府県、中小企業団体中央会、商工会及び商工会議所等が行う事業転換等に関する診断・指導の活動を本格化する。

(3) 金属鉱業対策

円高により深刻な影響を受けている金属鉱業について、その経営を安定させるため金属鉱業経営安定化融資の貸付枠の拡充等を行う。

V. 雇用対策

(1) 雇用調整助成金の機動的活用により、失業の予防を図るため、雇用調整助成金の対象となる業種の指定基準及び助成内容の改善について必要な措置を講ずる。

(2) 高年齢者や特定不況業種・特定不況地域からの離職者等特定の求職者について、その円滑な再就職の促進を図るため、特別の求人開拓を実施するとともに、特定求職者雇用開発助成金の助成内容の改善について必要な措置を講ずる。

(3) 過剰人員を抱えている業種については、出向等の活用、転職に必要な職業訓練の実施等により、失業を伴わない企業間、産業間移動を促進することとし、産業界と協力して移動の円滑化のための活動を推進する。

VI. 円高及び原油価格低下に伴う差益の還元と価格の適正化等

1. 公共料金等

(1) 公共料金等については、近時の円レート、原油価格の動向等にかんがみ、4月の「総合経済対策」、5月の「当面の経済対策」等において、電力及びガスの暫定料金引下げ等により差益還元等を推進してきたところである。今後とも引き続き、可能な限り公共料金等の引下げに努めるものとし、引下げが困難なものについても、当該事

業の収支状況等を勘案しつつ、料金等の長期安定、サービスの改善等を図るものとする。

(2) 輸入牛肉については、8月から、畜産振興事業団の一般売渡しについて、売渡予定価格を10%程度引き下げるとともに、売渡数量を1割程度増加させたところである。さらに、9月から指定輸入牛肉販売店を地域間調整も踏まえて300店舗増加させ、300店舗とし、モニターの活用等によりその適切な運用を図る。これらの措置及び4月、5月に講じた措置による還元額は240億円程度と見込まれる。

(3) 国内航空については、増便等の利用者サービスの向上を図るとともに、既に実施している団体包括旅行割引等を10月から更に拡充して実施することにより、差益を還元する（割引の措置による還元総額年間272億円程度）。

また、国際航空運賃の方向別格差縮小のための措置については、我が国にとって2大主要路線である欧州線及び太平洋線について格差縮小のための措置を講じているが、今後とも引き続き方向別格差が大きい路線については、格差縮小のための措置を講ずるよう努める。

(4) バス、タクシー、旅客船等の運輸事業については、車両、船舶の代替更新を促進するなど利用者利便の向上のためのサービス改善を行うとともに、可能な限り現行運賃水準を維持することにより、差益を還元するよう指導する。

また、やむを得ず運賃改定が必要な事業者については、今後とも引き続き燃料費の下落による適正な原価を織り込むこととして、極力改定幅を圧縮することにより差益を還元するよう指導する。

(5) 国際通信料金については、既に料金引下げの方針を明らかにしていたところであるが、方向別格差に配慮しつつ利用者の負担軽減を図るため、9月から国際電話料金について全対地を対象に平均11.0%引き下げる等により、平年度合計で、276億円、平均13.1%の引下げを行った。

(6) 砂糖については、円レートの上昇はあるものの国際相場の値上がりにより粗糖の平均輸入価格（円ベース）が昨年同時期に比べて上昇しているが、依然として低い水準にあること等を考慮して、61砂糖年度（61年10月～62年9月）の安定価格帯を引き下げるとともに、最近の卸売物価の下落等を反映して国内産糖合理化目標価格を引き下げる。これらの措置により、砂糖1kg当たりの標準的コスト価格（形成糖価）は、5円程度下がるものと見込まれる（値下げ総額年間140億円程度）。

(7) 塩については、塩産業の自立化方策の趣旨に沿いつつ、12月の買受申込から原塩、粉碎塩、並塩の一部について平均3.5%の価格引下げを行う。

2. その他

- (1) 国民生活に密着した消費財等については、円高等の効果が、今後とも、市場メカニズムを通じて国内販売価格に適正に反映されるよう、引き続き、競争の促進に配慮するとともに、価格動向を監視し、円高メリットの活用を促進するため、積極的に情報提供を行うなど、関係者の協力を求め、円高等の効果の一層の浸透を図る。
- (2) 石油製品については、市場メカニズムを通じて円高及び原油価格の低下を価格に反映してきているが、今後とも、引き続き為替相場及び原油価格の動向が適正に販売価格に反映されるよう価格動向について注視する。
- (3) 配合飼料については、既に昭和60年10月以降円高の効果を含ま原料コストの低下を反映して4回にわたる価格引下げ(17.4%)が行われたところであるが、今後においても原料価格の動向等について注視する。
- (4) 主要輸入消費財等及び輸入系原材料のコストに占める割合の大きい消費財等の価格動向等(50品目)について調査を行い、10月末を目途にとりまとめ、公表する。
- (5) 公正な競争を確保することが、製品輸入の拡大、円高等の効果の浸透の促進に資するという観点から、並行輸入に関する調査を行うとともに、競争制限的行為に対する監視に努める。
- (6) 一般消費者への円高メリットの均霑を積極的に図るため、主要百貨店・スーパーにおいて既に実施されている第1次円高活用プランに引き続き、円高活用の基本方針、インポートフェアの開催、小売価格の引下げ、開発輸入の推進等を内容とする第2次円高活用プランの策定指導を実施しており、10月中旬を目途にその報告を受け、とりまとめを行う。また、中小スーパー、商店街等の小売業界に対し、輸入品フェアの開催要請等を実施する。さらに、10月の輸入拡大月間において全国的な街頭キャンペーン、ポスターの掲示、各種メディアを通じた広報等を強力に実施し、国民が円高のメリットを享受しうるような環境の整備に努める。
 外食については、業種業態の実情に応じ、円高等の効果ができる限り価格、質等に反映されるよう、関係者の協力を求める。
- (7) 円高等による国内販売価格の変化等について、随時、テレビ等のメディア、フードウィーク等の企画を通じ、また、地方公共団体等の協力を得て、消費者等に対する情報提供の拡充を図る。

VI. 金融政策の機動的運営

内外経済動向及び国際通貨情勢を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。

VII. 国際社会への貢献

上記の諸施策を始め我が国の内需拡大の努力は、経済の拡大均衡を通じて世界経済にも好ましい影響を及ぼすことが期待される。

同時に累積債務の増大、一次産品価格の低迷等により経済困難に直面する開発途上国に対し、引き続き資金の流れを確保し、その際民間資金の流れの円滑化を図るために海外投資保険等の活用及び多数国間投資保証機関への参画を行う。

政府開発援助については第三次中期目標に沿って着実な拡充を図るとともに、その適正かつ効果的・効率的実施に配慮しつつ、開発途上国の直面する経済困難、多様化するニーズに対応し、円借款における内貨融資の弾力化、既往プロジェクトの活性化、援助形態の多様化等弾力的運用に努める。